

指定介護予防支援事業所山陽小野田市地域包括支援センター運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年山陽小野田市条例第33号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、山陽小野田市が開設する指定介護予防支援事業所山陽小野田市地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、指定介護予防支援の円滑な運営管理を図るとともに、要支援状態等の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防支援の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第3条 センターは、条例第2条に規定する基本方針に基づき、事業を実施するものとする。

(センターの名称及び所在地)

第4条 センターの名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 山陽小野田市地域包括支援センター
- (2) 所在地 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 センターにおける職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 担当職員 次に掲げる者のうち1人以上
 - ア 保健師
 - イ 社会福祉士
 - ウ 介護支援専門員
 - エ 経験のある看護師
 - オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

カ その他市長が適当と認める者

2 管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。

3 担当職員は、指定介護予防支援の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急時においては、営業日及び営業時間にかかわらず、事業を行うものとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、条例第30条から第32条までの規定により実施するものとし、事業の提供に係る利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山陽小野田市内とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する事業の実施により事故が発生したときは、速やかに管理者に報告し、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第10条 センターは、指定介護予防支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する会議の定期的な開催及び会議結果の

センター職員への周知

- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) センター職員に対する虐待の防止のための定期的な研修
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
(業務継続計画の策定等)

第12条 センターは、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、センター職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議のおおむね6月に1回以上の開催及び会議結果のセンター職員への周知

- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

- (3) センターにおいて、センター職員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(秘密の保持)

第14条 センター及びセンター職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場に

おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。